

はじめに

いじめは、理由のいかんを問わず決して許されるものではなく、学校教育のみならず教育に関わる全ての者があらゆる手立てを講じて未然に防止すべきものである。その際、いじめはどの学校においても、どの子供にも起こりうることで、状況によっては生命にも関わる重大な事態を引き起こしうることを十分に認識しておかなければならない。

本校においては、これまでも氷川町教育委員会（以下「町教育委員会」という。）と緊密な連携を図りながら、いじめを許さない学校・学級づくりと併せて、いじめを把握した場合には、いじめられている児童生徒を「必ず守り通す」という強い姿勢でその解消に向けて取り組んできた。

また、いじめは、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめの問題に社会総がかりで対峙するため、基本的な理念や体制を整備することが必要であり、平成25年6月「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が成立し、同年9月に施行された。

この「氷川町立竜北東小学校いじめ防止基本方針」（以下「本校基本方針」という。）は、法第13条の規定に基づき、国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定。平成29年3月14日最終改定。以下「国の基本方針」という。）、「熊本県いじめ防止基本方針（改訂版）」（令和2年11月24日改訂。以下「県の基本方針」という。）及び「氷川町いじめ防止基本方針（令和改訂版）」（令和3年2月18日改訂。以下「町の基本方針」という。）を踏まえ、本校が町教育委員会、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。）のための対策を総合的かつ効果的に推進するために策定するものである。

また、本校基本方針については、学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、入学時・各年度の開始時に児童生徒、保護者、関係機関、学校運営協議会等に説明する。

さらに、本校基本方針を見直す際には、教職員のみにとどまらず、保護者や関係機関、学校運営協議会等からの意見を幅広く取り入れ、実効性のあるものにしていく。

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題である。したがって、いじめの防止等の対策は、教師自ら児童生徒一人一人の大切さを強く自覚し、一人の人間として接するという態度で指導する教職員の姿勢そのものが児童生徒との信頼関係を築き上げ、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめを防止することを旨として行われなければならない。

また、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら見過ごすことがないようにしなければならない。そのため、いじめの防止等の対策は、いじめが将来にわたりいじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることや、いじめは人としての心の課題であり、その解決が重要であることを児童生徒や教職員、保護者、地域住民等が十分に理解できるように進めなければならない。

これに加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することの重要性を認識し、学校、町教育委員会、家庭、地域その他の関係機関の連携の下、いじめの問題を克服することを目指して行われなければならない。

2 組織の設置等

(1) 学校いじめ対策組織（法第 22 条）

いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、複数の教職員・心理や福祉等の専門的知識を有する者その他の関係者により構成される「学校いじめ対策組織」を置く。

(2) 学校いじめ調査委員会（法第 28 条）

重大事態（重大事態になる恐れのある事案を含む）が発生した場合、事実関係を明確にするための調査を行う。

3 本校基本方針の内容

本校基本方針は、学校と家庭、町教育委員会、地域その他の関係機関の連携等により、いじめの問題への対策を社会総がかりで進め、いじめの防止等の対策をより実効的なものにするため、いじめへの組織的な対応、重大事態への対処等に関する具体的な内容や運用を明らかにするとともに、これまでのいじめ対策の蓄積を生かしたいじめの防止等のための取組を定めるものである。

なお、本校基本方針に沿った対策の実現のためには、学校、家庭、地域に法の意義を普及啓発し、いじめに対する意識改革を喚起し、いじめの問題への正しい理解の浸透や、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力向上等を図り、これまで以上の意識改革の取組とその点検、その実施状況の継続的な検証が必要である。

また、より実効性の高い取組を維持するため、本校基本方針の記載内容についても、本校の実情に照らして適切に機能しているかを定期的に点検し、必要に応じて見直すこととする。

4 いじめの定義

（定義）

第 2 条 この法律において「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめは、社会性を身に付ける途上にある児童生徒が集団で活動する場合、しばしば発生するものである。個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うのではなく、いじめられた児童生徒の立場に立って見極めなければならない。

この際、いじめには多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。いじめられていても、自分の弱い部分を見せたくないなどの思いから本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、いじめはどの子供にも起こりうるものであり、それを相談することは決して恥ずかしいことではないことを理解させるとともに、当該児童生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことはいじめられた児童生徒の主観を確認する際に、行為が起こったときのいじめられた児童生徒本人や周辺の状況等を、客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「学校いじめ対策組織」を活用して行う。

「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級又は塾・スポーツクラブ等当該児童生徒が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童生徒間の何らかの人的関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。なお、インターネット上で悪口を書かれた児童生徒本人がそのことを知らずにいるような場合等、行為の対象となる児童生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていない事案についても、加害行為を行った児童生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応を行わなければならない。

一方で、いじめられた児童生徒の立場に立って、「いじめ」に当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要するものであるとは限らない。例えば、好意から行った行為が、意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、発言者の認識としては軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能である。ただし、これらの場合であっても、法が定義するいじめに該当するため、事案を「学校いじめ対策組織」へ情報提供しなければならない。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものが想定される。

- (ア) 冷やかしからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- (イ) 仲間はずれ、集団による無視をされる
- (ウ) 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- (エ) ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- (オ) 金品をたかられる
- (カ) 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- (キ) 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- (ク) パソコンやスマートフォン・携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

こうした「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような深刻なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を配慮した上で、早期に警察に相談・通報し、警察と連携した対応を取る。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）

5 いじめの理解

いじめの問題は、人権に関わる重大な問題であり、心豊かで安全・安心な社会をいかにしてつくるかという、学校を含めた社会全体に関わる国民的な課題である。いじめから子供を救うためには、大人も子供も、一人一人が、「いじめは絶対に許されない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を自覚しなければならない。

また、いじめは、どの学校でも、どの子供にも、起こりうるものであるが、その責任をいじめられる側に求めるものではない。

とりわけ、嫌がらせやいじわるなどの「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が立場を入れ替わりながら被害も加害も経験することもある。また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体に重大な危険を生じさせ、時として犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案もある。

なお、平成28年6月刊行の国立教育政策研究所によるいじめ追跡調査の結果によれば、暴力を伴わないいじめ（仲間はずれ・無視・陰口）について、小学校4年生から中学校3年生までの6年間で、被害経験を全く持たなかった児童生徒は1割程度、加害経験を全く持たなかった児童生徒も1割程度であり、依然として、多くの児童生徒が立場を入れ替わり被害や加害を経験していることが調査データによって確認されている。

それに加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、学級等の所属集団の構成上の問題（無秩序性や閉塞性等）、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」、さらには「無関心な者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気醸成されるよう努めなければならない。

6 いじめの防止等に関する基本的考え方

いじめの防止等の対策は、単に、いじめをなくす取組にとどまらず、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めるとともに、家庭や地域、関係機関とも密接に連携を図ることが必要である。なお、ここで言う「いじめに負けない」という表現は、いじめ心（人をいじめたい気持ち）やいじめへの不安感（いじめられたらどうしようという気持ち）等を克服し、いじめを決して許さず、乗り越えようとする心を高め合うことの大切さを述べたものである。

（1）いじめの防止

いじめは、どの学校でも、どの子供にも起こりうることから、根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の働きかけが必要である。したがって、全ての児童生徒をいじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、子供に将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせることで、いじめを生まない土壌をつくり上げることが重要である。

特に、児童生徒には様々な背景（障がいのある児童生徒、性的指向・性自認に係る児童生徒、海外から帰国した児童生徒や外国人の児童生徒、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童生徒等）がある児童生徒もいることから、学校として特に配慮が必要な児童生徒については、日常的に、当該児童生徒の背景等を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携を図りながら、周囲の児童生徒に対する必要な指導を組織的に行うことで、いじめの防止等に対応することが求められる。

このため、学校の教育の根幹に人権教育を据え、教育活動全体を通して道徳教育等を充実させ、読書活動・体験活動等を推進することにより、児童生徒の豊かな情操、道徳心や社会性を育むとともに、自分の存在と他人の存在を等しく認め、互いの人格を尊重する態度等、

心の通う人間関係を構築する能力を養うことが求められる。

併せて、学校の教育活動全体を通じて、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促進し、学校において「いじめをしない」「いじめをさせない」「いじめに負けない」集団づくりを進めることが必要である。さらに、自他の意見や能力等に相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していく力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを見通して行動できる力等、児童生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる必要がある。また、いじめの背景にあるストレス等の要因に着目し、その解消・改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を育むことや、全ての児童生徒が安心でき、自己有用感や自己肯定感を感じられる学校生活づくりも未然防止の観点から重要である。

さらに、いじめの問題に取り組むことの重要性について、家庭、地域と一体となって情報モラルの醸成を含めた取組を推進することが必要である。

(2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒の小さな変化に気付く力を高めることが求められる。また、いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくい判断しにくい形で行われることを認識しなければならない。また、児童生徒は思春期の多感な時期であることから、児童生徒の表面的な表情や「大丈夫です。」などといった言動だけで判断することなく、保護者に気になる点を伝えたりするなど、一歩踏み込んだ対応が求められる。わずかな兆候にもいじめの可能性を考えて、初期の段階から関わりを持ち、子供たちがいじめを隠したり軽視したりすることがないように積極的に対応する必要がある。

また、いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制を整えるとともに、家庭、地域と連携して児童生徒を見守ることが必要である。

(3) いじめへの対処

いじめが認知された場合は、直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し詳細を確認した上で、いじめたとされる児童生徒に対して事実を確認し適切に指導する等、組織的な対応を行う必要がある。

また、個々の事案に応じて、家庭や町教育委員会への連絡・相談等を行うとともに、早期に関係機関等と連携して対応することが大切である。

このため、日頃からいじめを把握した場合の対処の在り方について理解を深め、学校における組織的な対応を可能にする体制を整備しておく必要がある。

なお、いじめが発生した場合には速やかな解決が求められるが、その際、いじめた児童生徒によるいじめられた児童生徒に対する謝罪のみで終息するものではない。それは、いじめられた児童生徒といじめた児童生徒をはじめとする他の児童生徒との関係の修復を経て、双方の当事者や周りの者全員を含む集団が好ましい集団活動を取り戻し、新たな活動に踏み出すまでが含まれる。こうしたことから、表面的には解決したと判断したいじめも、その後の状況を継続して注視していかなければならない。さらに、全ての児童生徒が、発生したいじめに向き合うことを通して、その反省や教訓を糧に、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていくことが大切である。

(4) 家庭や地域との連携

社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭及び地域との連携が欠かせない。そのためには、学校運営協議会を活用するなど、PTAや地域の関係団体等といじめの問題について協議する機会を設け、「心のアンケート」等の調査結果や学校の取組を適切

に情報提供し、いじめの問題について家庭、地域と連携した対策を推進する必要がある。

なお、アンケート調査等によりいじめが認知されなかった場合は、その結果を児童生徒や保護者、地域住民向けに公表し、検証を仰ぐことで、認知漏れがないか確認することが求められる。

また、より多くの大人が子供の悩みや相談を受け止めることができるように、家庭及び地域と組織的に連携・協働する体制を構築することも大切である。

(5) 関係機関との連携

いじめの問題への対応については、いじめる児童生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導によって十分な効果を上げることが困難な場合等には、関係機関（警察、児童相談所、医療機関、地方法務局等の人権擁護機関等）との適切な連携が必要であるので、日頃から、町教育委員会と情報共有体制を構築しておく必要がある。

その上で、学校以外の相談窓口があることを児童生徒へ適切に周知することなどにも取り組むようにする。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために実施する施策

いじめの防止等のために実施すべき施策は、以下のとおりである。これらを実施するにあっては、各々の教職員が自身の経験を通して身に付けてきたいじめ等に関する判断基準（例えば、「その程度であれば、被害側児童生徒が我慢すべき」、「被害児童生徒にもいじめられる原因がある」といった個人により異なる感覚的な見方）が優先されることがあってはならない。教職員は、自身の価値観や事情をいったん取り払い、無条件の受容的態度をもって、いじめの防止等に対応する。

(1) 「いじめ防止プログラム」及び「早期発見・事案対処マニュアル」の策定

本校基本方針に基づき、いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起こりにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的かつ計画的に行われるよう、具体的な指導内容のプログラム「いじめ防止プログラム」を策定する。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等の在り方についてのマニュアル「早期発見・事案対処マニュアル」を定める。そして、それを徹底するため、チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する等の具体的な取組を行う。

これらの策定事項には、「学校いじめ対策組織」の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質能力向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた「学校いじめ対策組織」の活動を具体的に記載する。

さらに、より実効性の高い取組を維持するため、記載内容が適切に機能しているかについて「学校いじめ対策組織」を中心に点検し、必要に応じて見直す。

(2) 学校いじめ対策組織

いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となること、また、必要に応じて、心理や福祉の外部専門家の参加を得ることなどにより、より実効的ないじめの問題の解決に資するとの認識に立って、「学校いじめ対策組織」を設置する。

法第22条においては、「学校いじめ対策組織」は「当該学校の複数の教職員、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者その他の関係者により構成される」とされているこ

とを踏まえ、校長及び教頭、教務主任、生徒指導担当教員（情報集約担当者を兼ねる）、人権教育主任、養護教諭、教育相談員で組織する。また、必要に応じて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、学校医等の参画を求め、実効性を確保する。これに加え、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係の深い教職員を追加する。

「学校いじめ対策組織」は、学校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって以下の中核的な役割を担う。

ア 未然防止

（ア）いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

（ア）いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割

（イ）いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動等に係る情報の収集と記録、共有を行う役割

（ウ）いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童生徒に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割

（エ）いじめの被害児童生徒に対する支援・加害児童生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 本校基本方針に基づく各種取組

（ア）本校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割

（イ）本校基本方針における年間計画に基づき、いじめ防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割

（ウ）本校防止基本方針が適切に機能しているかについての点検を行い、見直しを行う役割

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うために、「学校いじめ対策組織」は、児童生徒及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に「学校いじめ対策組織」の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する。また、いじめの早期発見のために、「学校いじめ対策組織」は、いじめを受けた児童生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童生徒に認識させるようにする。

そのために、児童生徒に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童生徒が「学校いじめ対策組織」の存在、その活動内容等について把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげる。

「学校いじめ対策組織」は、学校におけるいじめの防止等の中核として、いじめの疑いに関する情報を共有し、その情報に基づいて組織的対応をする。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行わなければならない。「学校いじめ対策組織」が、情報の収集と記録、共有化の役割を担うため、教職員は、わずかな兆候や懸念、児童生徒からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると判断せずに、直ちに全て「学校いじめ対策組織」へ報告・相談する。加えて、「学校いじめ対策組織」に集められた情報を体系的に記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図るものとする。

この「学校いじめ対策組織」における情報の窓口を一元化するため、情報の集約等に係る業務を担う「情報集約担当者」を置く。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うものでなく、気付きを共有して、早期対応につなげることが目的であり、管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む。

また、「学校いじめ対策組織」は、本校基本方針の見直しをはじめ、いじめ防止等の取組が計画どおりに進んでいるかどうかのチェックや、いじめへの対処がうまくいかなかったケースの検証、必要に応じた計画の見直しなど、いじめ防止等の取組をPDCAサイクルの視点から検証を行う。

(3) いじめ防止等に関する取組

いじめ防止等のための取組は以下のとおりとする。

ア いじめの防止

- (ア) いじめはどの子供にも起こりうることから、全ての児童を対象として、いじめをさせない未然防止の取組として、児童生徒が自主的にいじめの問題について考え、議論すること等のいじめの防止に資する活動に取り組む。また、未然防止の基本として、児童が心の通じ合うコミュニケーション能力を身に付け、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業実践を進め、互いの人権を尊重し支え合う集団づくりを行う。そのためにも教職員は児童と信頼関係を築くことに努め、教職員自身の人権感覚やコミュニケーション能力等の資質やスキルを高めていく。
- (イ) 児童の携帯電話等情報通信機器の使用法、特にSNS等を利用した適切な情報発信に関する教育の充実を図る。
- (ウ) 児童に対するアンケート・聴き取り調査等によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害者を助けるためには児童の協力が必要となる場合がある。このため、児童に対して、傍観者とならず、誰かに助けを求めることを含むいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努める。加えて、集団の一員として自覚し、自信を持って行動できることでストレスを乗り越え、相互のよさや可能性を認め合い、一人一人の人権を尊重する人間関係を実現する学校風土をつくることが重要である。こうした点から、ストレスに適切に対処できる教育を実践する。
- (エ) 教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- (オ) 児童に「いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められるものが含まれる」ことを認識させ、法で禁止されていることを行えば、処罰されたり責任が問われたりすることを、児童の発達段階に応じて指導する。（平成25年5月16日付け25文科初第246号「早期に警察へ相談・通報すべきいじめ事案について（通知）」を参照）
- (カ) 学校全体に、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気が醸成され、児童個々の行動に反映される取組を進める。ただし、いじめの被害者及び加害者となった児童生徒の人権を守る視点も重要であることから、全ての児童が、人の弱さや未熟さ、加害行為の要因となった事情や背景等に目を向けることができるようになることは、人権感覚を醸成するために、教育上必要な視点である。相手に心身の苦痛を与える行為を否とし、「いじめは許されない」といった雰囲気を醸成する一方で、被害児童生徒及び加害児童生徒の人権について、児童と教職員と一緒に考えるといった機会を、児童の発達段階に応じて設ける。

イ いじめの早期発見

- (ア) いじめは大人の目が届きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、気付きにくく判断しにくい形で行われることが多い。こうしたことから、わずかな兆候であっても、いじめではないかと疑う視点を持って、早い段階からの確

に関わり、児童がいじめを隠したり軽視したりしないように、組織的に対応しいじめの早期かつ確な発見と認知に努める。このため、全ての教職員は、自らの「いじめに気付く感受性」を磨き、日頃から児童の見守りに注力するとともに、信頼関係の構築等に努め、それらを児童の示す変化や危険信号を見逃さないために活用する。

また、いじめへの組織的対応には教職員間の良好な人間関係が欠かせないことから、管理職や主任等の対人スキルの向上を図る。併せて、定期的なアンケート調査やスクールカウンセラー等を活用した教育相談の実施等により、児童がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に積極的に取り組む。

- (イ) スクールカウンセラー等の活用にあたっては、関係職員との情報共有の仕組みを整えるとともに、児童が気軽に相談できる環境であるかどうかを定期的に検証する。
- (ウ) アンケート調査や個人面談において、児童が自らＳＯＳを発信すること及びいじめの情報を教職員等に報告することは、当該児童にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員等は理解しなければならない。これを踏まえ、児童からの相談に対しては、必ず教職員等が迅速かつ丁寧に対応する。また、「ＳＯＳの出し方に関する教育」の充実を図る。
- (エ) 児童が互いにいじめを早期に発見していくため、例えば、「消しゴムを貸してと言ったら無視された」等の具体的事例を基に主体的に考える学習を道徳や学級活動等で実施し、日頃からどのような行為がいじめに当たるのかを児童に考えさせる機会をもつ。さらに、児童が相互にサポートし合う仕組みづくりにも努める。

ウ いじめに対する措置

- (ア) 法第２３条第１項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及び児童等の保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他の適切な措置をとるものとする。」としている。教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合、当該いじめに係る情報が速やかに情報集約担当者に報告され、組織的対応が行われることは、同項の規定に沿うものである。よって、いじめに係る情報の抱え込みが起きない体制を整えなければならない。
- (イ) 各教職員は、本校基本方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録する。
- (ウ) 「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童を徹底して守り通す。
- (エ) いじめた児童に対しては、当該児童の人格の形成を前提に、本人が抱える課題や悩みを理解するなど教育的な配慮をしながら、毅然とした態度で指導する。これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携の下で取り組む。
- (オ) 必要に応じて、町教育委員会に支援を要請し、連携して適切に対応する。

エ いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の２つの要件（ア）及び（イ）が満たされている必要がある。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとする。

- (ア) いじめに係る行為が止んでいること
 - a 被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも３か月を目安とするが、形式的な対処とならないように留意する。

- b いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。
- c 行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。
- (イ) 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害児童を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害児童の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

上記のいじめが「解消している」状況とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にありうることを踏まえ、教職員は、当該いじめの被害児童及び加害児童については、日常的に注意深く観察する。

日頃から重大事態に備えて、県教育委員会が作成した「いじめが背景に疑われる重大事態対応マニュアル」等を参考に、その手続きや留意点（調査票等の様式を含む。）を自校化したマニュアルを整備しておくとともに、役割分担等を明確にした組織体制を整備し、教職員間で共有しておく。さらに、「学校いじめ対策組織」については、開催が形式的なものにならないよう、いじめの認知、解消のため有効に機能していることを適宜点検していく。

第3 重大事態への対処

1 「学校いじめ調査委員会」による調査

(1) 重大事態の発生と調査

(学校の設置者又はその設置する学校による対処)

第28条 学校の設置者又はその設置する学校は、次に掲げる場合には、その事態（以下「重大事態」という。）に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、速やかに、当該学校の設置者又はその設置する学校の下に組織を設け、質問票の使用その他の適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行うものとする。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

ア 重大事態の意味

法第28条の「いじめにより」とは、各号に規定する児童生徒の状況に至る要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、同条第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、以下に示す項目等、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。

- (ア) 児童生徒が自殺を企図した場合

- (イ) 身体に重大な傷害を負った場合
- (ウ) 金品等に重大な被害を被った場合
- (エ) 精神性の疾患を発症した場合

同条第2号の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間、連続して欠席している場合には、上記目安にかかわらず、学校の判断により迅速に調査に着手する。

また、児童や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして報告・調査等に当たる。児童又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

イ 重大事態の報告

重大事態が発生した場合、町教育委員会を通じて、町長へ事態発生について報告する。

ウ 調査の趣旨及び調査主体

法第28条の調査は、重大事態に対処するとともに、同種の事態の発生防止に資するために行うものである。

重大事態が発生した場合には、直ちに町教育委員会に報告し、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかについて判断を仰ぐ。

- (ア) 学校の設置者が調査主体となる場合

学校の設置者が調査主体となって行う場合は、法第14条第3項の町教育委員会に設置される附属機関（「審議会」）が調査を行う。

- (イ) 学校が調査主体となる場合

学校が設置する調査組織は、「学校いじめ対策組織」を母体として、当該重大事態の性質や態様に応じて学校運営協議会長等を加えるほか、町教育委員会に要請して町教育委員会指導主事、町教育委員会の審議会委員等を加えることとする。

なお、この調査組織による調査は重大事態への対処又は重大事態と同種の事態発生防止の観点から、以下に掲げる点に留意して内容の公平性・客観性・合理性を確保する。

- a 事案の大まかな事実関係の把握等のため、この調査組織による調査を行う前に、必要に応じて関係者から早期に聴き取り等を行うなど、基本調査（初期調査）を実施する。
- b 調査のための組織に必要な応じて専門家等を加える。その際、委員の過半数を第三者である外部の専門家等とすることや委員長を外部の専門家等が務めることなど、公平性・中立性の確保に留意した組織構成とする。
- c いじめを受けた疑いのある児童本人からの聴き取りが可能な場合、当該本人から十分な聴き取りを行う。
- d 在籍児童や教職員等からアンケートやヒアリングを行う等の適切な調査方法を採用する。
- e 特定の情報や資料に偏った収集ではなく、客観的・総合的な分析評価を行う。
- f 保護者や児童本人等の関係者に対し、調査の進捗状況等及び調査結果の説明を行う。
- g 調査を迅速かつ適切に進めるため、町教育委員会から派遣された指導主事等の指導・支援を受け、事務局機能の充実を図る。

エ 事実関係を明確にするための調査の実施

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可

能な限り網羅的に明確にすることを指している。この際、因果関係の特定を急ぐことに重点を置くのではなく、客観的な事実関係を速やかに調査する。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではないことは言うまでもなく、学校とその設置者が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものである。

(ア) いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合

いじめられた児童からの聴き取りが可能な場合、当該児童から十分に聴き取るとともに、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられる。この際、いじめられた児童や情報を提供した児童を守ることを最優先する（例えば、質問票によって個別の事案が明らかになり、いじめられた児童の学校復帰が阻害されることのないよう配慮するなど）。

調査による事実関係の確認とともに、いじめた児童への指導を行い、その行為を直ちに停止させる。

いじめられた児童に対しては、その事情や心情を聴取し、当該児童の状況に合わせた継続的なケアを行い、学校生活復帰への支援や学習支援等を行う。

これらの調査を行うに当たっては、事案の重大性を踏まえて町教育委員会が緊密に連携し、関係機関とも適切な連携を図った上で、対応する。

(イ) いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合

児童の入院や死亡等、いじめられた児童からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童の保護者の要望・意見を十分に聴取し、当該保護者と今後の調査について協議の上、速やかに調査に着手する。調査方法としては、在籍児童や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等がある。

なお、児童が自殺に至った場合の調査は、同じ事態を防止する観点から、その死に至るまでの経過を含めた幅広い調査を実施することが必要である。この調査においては、亡くなった児童の尊厳を保持し、かつ遺族の気持ちに十分配慮する。

いじめがその要因として疑われる場合の背景調査は、法第28条第1項に定める調査に相当することとなり、その方法等については、「子供の自殺が起きたときの背景調査の指針（改訂版）」（平成26年7月文部科学省・児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議）を参考とする。

オ その他の留意事項

重大事態については、町教育委員会の積極的な支援が必要となる。その事態に関わりを持つ児童が傷つき、学校全体の児童や保護者、地域にも不安や動揺が広がり、時として事実に基づかない風評等が流されることもある。そうした状況では、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意する必要がある。

(2) 調査結果の提供及び報告

ア いじめを受けた児童生徒及びその保護者に対する情報を適切に提供する責任

（学校の設置者又はその設置する学校による対処）

第28条第2項 学校の設置者又はその設置する学校は、前項の規定による調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。

いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか）について、いじめを受け

た児童生徒やその保護者に対して説明する。この情報の提供に当たっては、適時かつ適切な方法で、経過を報告することとする。

これらの情報の提供に当たっては、他の児童生徒のプライバシー保護に配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮する。

ただし、個人情報保護を理由に必要な説明を怠るようなことがあってはならない。

質問紙調査の実施により得られたアンケート結果については、いじめられた児童生徒又はその保護者に提供する場合があることをあらかじめ念頭におき、調査に先立ち、その旨を調査対象となる在籍児童生徒やその保護者に説明するなどの措置が必要であることに留意する。

また、学校が調査を行う場合、情報の提供の内容・方法・時期等について、町教育委員会に必要な指導及び支援を求める。

イ 調査結果の報告

調査結果については、町教育委員会を通じて町長に報告する。